

ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準の見直しに関する検討会（第4回）

議事要旨

1. 日時：2018（平成30）年6月12日（火）10:00～12:00

2. 場所：イイノホール&カンファレンスセンター4階 RoomB 1+2

3. 議事要旨

3-1 開会

3-2 議事：ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準等に関する対応方針（案）

- ・事務局より資料1説明。

【意見交換】

【障害者団体等】

- そもそもの検討の方向性として、バリアフリー客室だけでなく、一般客室も含む検討が必要である。現状の基準では客室総数50室以上に1室以上のバリアフリー客室が義務付けられており、バリアフリー客室の数が足りないという問題があり、障害者団体としては、基準見直しの要求をしていた。IPCからも、バリアフリー客室が少なく、2020年のオリパラ開催時に対応できないとの指摘を受けたという背景から今回の基準改正の検討が始められたが、この委員会の趣旨は2020年のオリパラに向けたものではなく、今後20年、30年先、訪日外国人の増加も含めた形で客室基準を見直す必要があるということを理解している。その方向性として、バリアフリー客室のみを対象とした議論でよいのか。
- IPCのアクセシビリティガイドラインでは、専用のアクセシブルルームを用意する代わりに全室にユニバーサルデザインを採用する一般客室のUD化を進めるとの考え方が示されている。バリアフリー客室が少ない中、車いす使用者が複数で利用する場合などに一般客室がUD化されていると同時に複数室利用できる。昨年、国交省の建築設計標準では一般客室のUD化の考え方が示されたところであるが、一般客室にも義務基準として入れ込んでいただきたい。方向性としては、一般客室も含めた形でどう使いやすい客室を整備していくかという考え方で、是非とも検討していただきたい。
- 一般客室を義務化すること、数値基準を決めることは可能なのか。

【事務局】

- 今回の政令改正は、基準を満たさないと建築できないという厳しい建築規制となる。また、財産権を制約する規制は必要最小限にすべきとの原則がある。そのため、規制の考え方からすると一般客室に規制をかけるというのは難しい。

【障害者団体等】

- バリアフリー客室が、客室総数の1%だけだとすると、オリパラ後のレガシーや今後の観光客数の増加を考えれば、かなり少ないと言わざるを得ない。もう少し多くしていく手法はないのか。

【事務局】

- バリアフリー客室設置基準を客室総数の1%以上を義務化する規制と、それ以外のさまざまな方法を合わせてホテル・旅館のバリアフリー化を全体として総合的に進めていく考えである。一般客室の

UD化については、国交省から事業者に対するバリアフリー対応の要請、あるいは建築設計標準の改正によって要請していくものであり、加えて既存客室の改修については、観光庁や東京都などの補助金などの活用も図り促進していくといった提案をさせていただいている。利用者のニーズ、事業者の対応可能かどうかという事情、規制の検討を考慮して、さまざまな手法を組み合わせ、総合的に進めていきたい。

【障害者団体等】

- 経営的にバリアフリー客室を無理して数多くつくっても使われないのでは意味がないため、折り合いは大事である。建築設計標準の改正で、どの程度一般客室のUD化促進に影響を与えられるのか。

【委員長】

- 対応方針（案）として示された①～⑤のハード面に加え、「ソフト面の対策」も重要ではないか。建築設計標準の改訂においては、ソフト面についても加筆した方がよいのではないか。
- アンケート調査における回答施設の全体客室に対するバリアフリー客室の割合は0.4%という結果、バリアフリー客室の稼働率が低いという状況を踏まえ、バリアフリー客室は客室総数の1%以上に政令改正する厳しい規制がかかるという事情の中で、一般客室がどのあたりに落ち着くのかということがポイントとなる。

【障害者団体等】

- 政令改正による一般客室のUD化の義務化が出来ないことは残念であるが、建築設計標準等に明確に示してもらいたい。政令改正によりバリアフリー客室は客室総数の1%以上の設置となるが、それでもバリアフリー客室は不足すると考えている。客室総数500室以上の場合にはプラス1%の2%とするなど、追加のボリュームを検討してもらいたい。
- バリアフリー客室と一般客室の稼働率が10%の差があるとのことであったが、事業者にとって客室の稼働率を上げていくことが必須条件である中で一般客室をUD化していけば、稼働率に差は出ないのではないか。一般客室の建築設計標準では、「客室出入口及び浴室等の有効幅員は80cm以上かつ段差なし、車いすが回転できるスペース」と示されているが、「客室出入口及び浴室等出入口は70cm以上かつ段差なし、車いすが転回できるスペースは必要なく、車いすが前後移動できるスペース」という内容を一般客室の義務基準として位置づけていくことで将来的に広がっていくし、稼働率も今までの一般客室と変わらない稼働率になると考えている。バリアフリー客室の1%以上義務付けは国際的にみても低い数字であり、一般客室の義務化基準について明確に設計標準の中に位置づけるべきではないか。
- バリアフリー客室設置数の義務化について一律に1%としているが、例えばアメリカのADA基準では客室数500室以下は基準を厚くしているように客室数の規模に応じて厚くするという考え方もあるのではないか。
- 誘導基準は見直していないが、誘導基準はほとんど整備されていない実績もあり、現在の誘導基準の2%をバリアフリー客室の義務基準として、さらに1%を一般客室のUD化とすれば、全体で3%となるといった改訂をめざすべきではないか。その上で、さらに望ましい誘導基準を改訂していく必要があるのではないか。
- バリアフリー客室の建築設計標準は、障害者団体の声を多く受け入れていただいたことで、必要以上に重装備になってしまい、稼働率を下げている要因になっている。今回の設計標準改正で中身を精査していくべきで、場合によっては必要でないものは落としていく検討も必要である。

【施設管理者団体等】

- ソフト面の具体化は重要である。建築部分と備品部分について、少し直せば使える部分などがあるため、それらを分けて示すとよい。特に既存のホテルにはそのような働きかけが重要である。
- 旅館としては、和室での車いす対応が難しいという事情があるが、障害者の方にやさしい宿づくりを目指す旅館は増えている。バリアフリー化を進めるためには、まず玄関を改修し、その後客室を改修するという手順になる。旅館業界全体として1%以上のバリアフリー客室の確保は難しいかもしれないが、一方で積極的に対応している旅館では1割以上、又はそれよりもっと多くのバリアフリー客室を確保している場合もある。全体をベースアップするというより、特徴のある宿づくりを増やしていく取組みが進んでいる。
- 会員向けのアンケートを実施したところ、バリアフリー法施行以前に開業している場合は、改修してバリアフリー客室を設置しているホテルが多い。法律でカバーされていないホテルであっても、自主的に設置していることがデータから確認できる。ただ、既存の客室を改修する場合に、ユニットバスの段差の解消のための設備投資（1客室1千万円以上の投資が必要）が非常に重たいということが課題である。
- バリアフリー客室を増やすだけでなく、一般客室を活用していかなければ、全体で使える客室が現実的に増えないと考えている。そのため、一般客室をどのようにしたらバリアフリー化が進められるか、団体内部の委員会で議論しているところである。少額の投資でも、いろいろな障害がある方に快適に使っていただける客室を検討しており、好事例として示していきたい。
- したがって、全てを法律で義務付けするということではなく、皆さんのバリアフリー化の意識も高まってきているので、事業者の私どもにおまかせいただく部分もあってもよいのではないかと考える。障害者団体等の方々とお互いの意見を交換しながら検討することで、双方にとってよい結果を導き出せるのではないかと考えている。客室総数の1%以上のバリアフリー客室設置基準については、「以上」という形で記載されていますので、1%以上の対応につきましては事業者にお任せいただくことで、できればこの対応方針（案）でまとめていただきたい。
- 既存施設には適用されないこと、新設について客室総数の1%以上のバリアフリー客室を義務付けるとの見直し方針については、事業者としては妥当と受け止めている。バリアフリー客室が不足しているのは事実であることから、基準の対象外となっている小規模な施設でもバリアフリー客室の整備をしていくことが急がれる。しかし、小規模施設の事業者の場合、設置したくても躊躇していることが多いため、バリアフリー客室として認めるバリエーションを示していただき、最低限どのくらいの広さなどが必要かを示していただけないか。現在のバリアフリー客室基準を緩和した簡素なバリアフリー客室の例を示していただければ、もっと多くの施設に波及するのではないかと考えている。
- 全体の1%以上をバリアフリー客室の設置基準とすることについては、現状を鑑みると妥当な数字である。あくまで新築を対象としているが、全体数の底上げには既存施設の改修は大きな要因になるのではないかと考えている。
- 一般客室にかかる建築設計基準の改正の中で、どのような客室が求められているのかを明確にしていくことが重要であり、それは既存客室の改修の際にも目安になるのではないか。
- 諸外国の基準の例と比較すると今回の改正の提案1%以上は将来を見据えると見劣りする。今回が最終形ではなく、将来的に見直す方向があるということを希望する。またそれを付則など、なんらかの形で明記しておいてはどうか。

- 今回の対応方針（案）は、現実的に一步前進した提案ではないかと考える。バリアフリー客室の稼働率が低い現状があり、いまあるバリアフリー客室を十分に活用することが重要、さらに必要だということを実証していく必要がある。あるべき論だけでは進めない。
- 一般客室のUD化はとても有効な手立てであるが、進めるためのハードルは極めて高い。義務基準化はできるのか、事業者としては義務化に対応は困難なことが多いのではないかと考える。今後、一般客室のUD化は、慎重にどう進めるかを考えるべきである。
- バリアフリー化の方向性の考え方については一致してきている。今回の改正は一步前進であって、最終形ではないということが確認できる方向性を示していただきたい。

【障害者団体等】

- 明日に全国大会を控えているが、旅館やホテルに泊まる際に、多数の人数の障害のある方が宿泊する場合、宿泊だけでなく、温泉に入れない、客室のバスタブが小さくて利用しづらいなど、制約が多くある。今回の対応方針（案）については、政令の改正を含め、案をベースにさらに進めていただければと考える。
- 一般客室のUD化について、アクセシビリティガイドでも一般客室有効利用が議論となり、ちょっとした工夫で車いす使用者の方や他の障害者等の方も利用しやすくなるという指摘があった。特に、基準を満たさなくても、整備しやすい対応策があれば、一般客室でも障害者の方にとって利用しやすくなる場合もありえることから、障害当事者のアイデアや提案が反映できるように、ホテル事業者や建築士の方と一緒に建築設計標準の見直しに着手していただきたい。また、建築士の方への定期講習でバリアフリーに関する建築設計標準（追補版）の周知普及を図っていただいているとのことだが、定期講習に加え、建築士の方が障害特性を理解・把握され、具体的にどういった対応をすればよいのか事例等を含めて情報交換するなど、設計に反映していただけるような仕組みができるとよい。
- ホテルでゆっくりしたい、同じサービスを受けて良い思い出を作りたいという気持ちは誰しもが同じ。客室の障害者用の備品や設備も建築のデザイン性という視点を持ち、素敵なホテルに仕上がっていただけると大変うれしい。

【地方公共団体】

- 客室総数の1%以上のバリアフリー客室設置基準について、1%とした根拠をご教示いただきたい。
- 客室総数の1%以上のバリアフリー客室設置基準について、既に報告しているように、横浜市では福祉のまちづくり条例で、総客室数100に対しバリアフリー客室を2室以上確保すると、上乗せした形となっている。また一般客室の出入口については、80cm以上としている。
- 大阪府の審議会では利用者に必要な情報の提供について検討しているところである。情報提供の充実について、統一フォーマットとの記載もあるが、ホテルの方への普及も含め、どのように進めるのかについて、ご教示いただきたい。

【障害者団体等】

- 前回の資料の中で海外基準の概要が示され、その中のADAの基準ではシャワールームのない客室を2%、シャワールームのある客室を1%、全体として3%を確保するとなっている。また500室以上など規模ごとの基準もある。一般客室のUD基準をつくるのが難しいという指摘があったが、ADAの基準ではシャワールームがない客室をUD化したものとして、2%を義務化している。これから20～30年を考える中で一般客室をどうUD化して義務化していくかが重要である。全ての客室をUDで義務化するというを言っているのではなく、一般客室の中の1%又は2%をUD化することを

義務化できないか。一方で、バリアフリー客室を必要としているユーザーもいるので、それは最低限2%以上を整備するという考え方で、新設のものについては整備していてもよいのではないか。

- 既存の改修は高コストであり、それは別途考えていくべきではあるが、新設であれば費用的にもそれほど高くないと思うので、将来を見据え、全体でUDに配慮した客室を一般客室を合わせて3%確保していくという考え方を示していくべきではないか。
- 建築設計標準において一般客室のUD化について、いくつかのモデルプランを作っていただきたい。ADAの基準ではシャワールームのない部屋との記載がある。また、海外ではシャワールームのある部屋のうちシャワーのみでバスタブがない客室が多いが、日本では普及していない。こうした海外の客室事例を鑑みると、シャワーだけでも良いのではないか、シャワールームのみの場合はより少ない面積でもUD化が可能なのではないか、そのような可能性も含めて検討してはどうか。
- 数値として、2%、3%との意見も出たが、事業者とすると2%以上の義務化は現実的に相当負担なのか、ご意見聞きたい。
- 一般客室のUD化について、議論になっている。議論の結果として、誘導基準の中で明示するなどが必要ではないか。また、議論した経緯を残していくべきではないか。
- バリアフリー客室設置の誘導基準2%は進まないのはなぜなのか、2%以上は対応が難しいのか教えて頂きたい。

【学識経験者】

- 一般ユーザーの経験を紹介すると、10年ほど前に、あるホテルで「バリアフリー客室しか空いていない」と言われ「使えないのですか」と聞いたところ、「空いている、使える」との回答だった。ユーザーの中にバリアフリー客室をよく思わない人がいること、ホテル側も一般の方に貸すのはどうかと考えていることが要因と考えられる。あらかじめ車いすの方からの予約がなければ、1週間前などからは一般の方も使うことで、稼働率をあげられるのではないか。
- 一方で、1ヶ月ほど前に利用した宿泊施設では、同じ広さでバリアフリー客室と一般客室は同じ広さであり、何も言われず通された客室は洗面とトイレが一体でユニットバスもその隣にあり、車いすでも使用可能、1階でフロントにも近い位置であった。
- 誘導基準が効果ないとの指摘もあったが、場合によっては誘導基準にある程度高い水準を設計標準に記載しておく必要はあり、それこそ高いほうへ誘導したいのであれば、誘導基準を3%とすることも考えられるのではないか。

【事務局】

- 見直しの件ですが、建築物のバリアフリー化については、最初は平成6年のハートビル法の行政指導からスタートし、平成14年に一部義務付け、平成18年の際に客室1室以上を義務付けというように進んだ上で、今回の政令改正で客室総数の割合の基準で義務付けと段階的にステップアップしてきている。そういった経緯からみましても、社会の状況に応じて、その時々状況にあった基準に見直していくことは当然なことであり、今回の基準がつくられたら、その基準が変わらないということではない。
- また、アンケート調査結果からは、実態としてバリアフリー客室の整備は総客室全体数の0.4%、バリアフリー客室のあるホテルでも0.7%にとどまっている。実際、建築規制というのはそれを満たさないと建てられないという非常に厳しい規制であるため、通常は現状の水準を超える規制はなかなか難しいというのが実情である。そういう状況の中で、今回は事業者サイドからも現状の平均は上回

るけれども何とか1%に対応させていただきたいというような声もいただきましたので、そこまで引き上げて平均を上回る水準で規制するというイレギュラーな規制をかけるという考え方に基づいて、1%以上のバリアフリー客室設置基準をご提案させていただいている。

- 1%という基準を示すことで、既存の施設でもそれを目安とした整備をするという波及効果を期待している。さらに情報提供を広めていくことで、既存を含め今回の水準をクリアしていく動きにつながるのではないかと期待しているし、これらをトータルなパッケージとして対応方針(案)の①～⑤をご説明させていただいた。
- 1%の根拠については、総人口に対する車いす使用者数の占める割合が約1%と推計された。データとしては、厚生労働省実態調査より車いす使用者数を、介護保険の車いす貸与データより高齢者・介護者の車いす使用者数を推計し、車いす使用者数は総人口の概ね1%となった。
- 一般客室のUD化については、建築設計標準の中で対応していきたい。平成29年3月に建築設計標準を改正し、その中で、初めて一般客室について示したところであるが、そのバリエーションを広げていくとともに、ホテル・旅館の方々にもご協力いただき、優良な事例などを充実していきたいと考えている。
- 普及を図る方法として、国交省主催の各種説明会、一級建築士定期講習の活用に加え、建築関係団体のバリアフリーに特化したCPD講習など、様々な機会をとらえ、いろいろな方にホテル・旅館のバリアフリー化の促進について、きちんと周知に努め、ご理解を深めていただきたいと考えている。

【委員長】

- 一般客室のUD化についての対応をどうするかについて多くの意見を頂いた。すぐに結論を出しきれないが、建築設計標準の改正も含めて多くのご指摘を頂いたと受け止める。
- 基準を決めると、対象としている新設だけでなく、既存や小規模なものにも波及するということがある。しかし、設計標準が十分対応しきれていない部分がある。デザインや快適性については、優良な事例などを紹介していきたいし、備品をとりつけるだけといった、あまり難しくない個別対応なども含めて紹介したいと考える。
- ADAの基準やグローバルな観点から見た場合、1%でいいのか、先ほどの誘導基準2%を3%に上げたかどうかという議論があった。以前に誘導基準の2%を決めたときにも様々な苦労があった。アンケートの実態把握の数値以上に現状の整備率が低いこと、日本の伝統的な旅館などの事情もある。シャワールームだけの対応が難しければ、大浴場などとセットで考えていく必要もあるだろう。設計の現場に必要な情報が届いていないということも考えられる。
- 事業者の発言として、本来は規制しなくてもやれる、なんとか工夫していきたいという発言もあったように、今回提示された方向性については共通の認識ができたと考える。検討会としては、教育的な配慮などのソフト面なども含め、最終的な対応方針をベースとしながら、バリアフリー客室数の拡大を目指し、事務局側でトータルでの今後の施策を進めていくということにさせていただきたい。

【障害者団体等】

- バリアフリー客室は、今回の提案である客室総数の1%以上を2%にしてほしいと思っているが、できる限り2%に近づくよう努力してもらいたい。一方で建築設計標準の作り方により、これまでは結果的に義務基準を守ればよく、誘導基準までやろうという意識が醸成されなかった。建築設計基準の改正にあたっては、1%以上かつ誘導基準に近づけることを目指すように、建築設計標準そのものを積極的に見直していただきたい。

- 事業者の方に聞きたい。2%は難しいのか。
- 客室総数 500 室以下の場合は1%よりも若干高めとすることは難しいのか。
- バリアフリー客室が少ないということから、今後の見直しの際に誘導基準に近づける方向を附則などに明記できるか。

【施設管理者団体等】

- 2%以上でも大丈夫ということを示し上げるのは難しい。そもそもバリアフリー客室の仕様が障害者の方に好まれているのか、いろいろなニーズに対応した結果、重装備となりすぎといった反省点もある。稼働率が低いということは、使いたいと思われていなく売りづらいことにつながっているため、素敵で使いたいというバリアフリー客室を作っていないと稼働率が上がらないと考える。
- 比較的新しく開業したホテルでは、バリアフリー客室かわからないような客室ができています。そのような客室が普及すれば、割合を規定する必要もなくなる。バリアフリー客室というより、誰もが使いたくなる UD ルームを増やしていくという方向で考えるべきではないか。

【障害者団体等】

- 実際に私たちもバリアフリー客室に通されて、それは違うということは車いすユーザーにもある。利用者にとって有用な事例の情報提供の充実・促進を是非、進めていただきたい。これは障害者だけでなく、誰もがそのように思っているはずである。

【委員長】

- 本日の対応方針の一つである「情報提供の在り方」の中身について、さらに検討・精査していく必要がある。
- ホテル、旅館であれば、設計者等が比較的限定されているとも想定されるので、そのような方に設計教育としてバリアフリーの意識を高めるように伝えていくことが重要ではないか。先ほどの一般客室の UD 化について反映していかないというのは、限定された設計者等に、今まではなかなかそこまで声が届いていないということがあることについても皆さんで色々検討していきたい。また既存のホテル・旅館への改修対応についての啓発なども重要であり、事業者、ユーザーともに情報発信をしていく必要がある。
- 本日は様々に議論があり、宿題や期待もたくさんいただいたが、対応方針（案）については①～⑤までは概ね了解を頂いたということでき取りまとめさせていただきたい。ただし、1%以上に加えた UD に配慮した客室整備の拡大は政令改正の施行以降、その後の様子を見ながら、さらに先に一步でも前進できるような改正に向かっていってほしいという、皆さまからのご期待が強かったと思う。

3-3 挨拶

【高橋委員長】

- 本検討会は、積み残してきた難しい課題に取り組んだ。昨年、建築設計標準を改正したばかりであるが、さらに4回の検討会で議論を重ねることで、発言が変化するなどの成果が得られたと考える。それぞれが成果を持ちかえっていただきたい。
- 50室に満たない、狭いながら事業者自らがUDに配慮した客室の取組みをしているといった、がんばっている日本の旅館がある。一般客室でも使えるような好事例を今後広めていただきたい。
- バリアフリー客室の1%以上の取扱いや対象規模2000㎡以上を引き下げるなどについては、地方自治体の条例化の普及が重要となる。基本方針の改正においても条例化の改正促進の表現を含めて頂き、小規模な宿泊施設へ波及することで、それぞれの地域のよさが演出される方向性に向かってもらえると、自ずと固定されたバリアフリーではなくて、いい意味でのユニバーサルな建築物が街の中に建っていくのではないかと期待したい。
- 設計者、事業者への教育及び共有について、時間をかけるとともに丁寧なアドバイスを頂きたい。主としてホテル、旅館の関係者に提供し、一般客室のUD化について議論できる機会があるとよい。

【事務局代表（国土交通省住宅局建築指導 淡野課長）】

- 昨年の12月1日に第1回検討会を開催してから4回にわたり、忌憚のない意見をそれぞれのお立場から頂きまして、改めてお礼を申し上げ、感謝する。検討会では方向性を共有し、全員が折り合うところで、一歩、二歩と進めていけるように、今回の対応方針（案）を提案させていただきました。委員長の高橋先生には難しい取りまとめをしていただきまして、本当にありがとうございました。
- ハートビル法をつくった頃はホテル・旅館を義務化の対象とすることが難しかった。その時点から考えると相当、数歩進んできたと考えている。ご提案した対応方針は固定化されるものではない。バリアフリー法全体の見直しは5年で行われる。またそれに関わらず柔軟に、その時々状況に応じて、可能な見直しを行っていききたい。
- 今回の対応方針を具現化するだけでも多くの宿題を頂いている。政令改正については、法制局との審議を経て、パブリックコメント、閣議決定の手続きを踏んでいく必要があり、早々に進めてまいりたい。建築する際に基準に適合する必要があるため、準備期間を一定程度設ける予定である。施行日前の着工する案件につきましては基準適合対象外ではあるが、改正を見据え、なるべく今のうちから新たな設置基準1%以上への対応をお願いしたい。また、改修についても基準を目安とした取組みを進めていって頂きたい。
- バリアフリーの取組みの参考とする建築設計標準の追補版については、本日いただいた意見を踏まえ、一般客室のあり方や既存改修の方法や好事例の充実など、検討に入りたい。その際には、設計者である建築士関係団体の方にも入っていただこうと考えており、周知の段階でも建築士向けの周知を実施していきたい。
- 条例についても、公共団体へ様々な会議を通じ、横浜市のように一歩進んだ条例を作って頂くことをお願いしてきているが、基本方針を改正し、より柔軟に基準を強化する仕組みを推進していきたいと考えている。
- 今回の対応方針に示した各項目について積極的に進めてまいりたいので、引き続きのご支援、ご協力を賜りたい。委員の皆様、ご熱心にご議論いただきまして、本当にありがとうございました。

以上